

Newsletter

31 May 2019

GDPR の地理的適用範囲（第 3 条）に関する ガイドライン案と、日本企業に与える影響の 分析 - Vol. 2

本ニュースレター に関するお問い合わせ先



高瀬 健作
パートナー
03 6271 9752
Kensaku.Takase@bakermckenzie.com



達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com



岡田 次弘
アソシエイト
03 6271 9541
Tsugihiko.Okada@bakermckenzie.com

はじめに

本ニュースレターは、欧州データ保護会議（European Data Protection Board、以下「EDPB」）が公表した GDPR の地理的適用範囲（第 3 条）に関するガイドライン（意見募集版）¹（以下、「ガイドライン案」）を検討するニュースレターの第 2 号である。第 1 号では、GDPR 第 3 条 1 項（拠点基準）について検討した。

本号では、ガイドライン案のうち、EU 域外の企業への GDPR の適用を基礎づける根拠となるのが最も多いと思われる、第 3 条第 2 項（標的基準）に関する部分について検討する。

目次

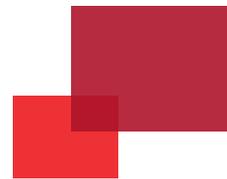
Vol. 1 - GDPR 第 3 条第 1 項（拠点基準）の適用

Vol. 2（本ニュースレター） - GDPR 第 3 条第 2 項（標的基準）の適用

Vol. 3 - EU 域内に拠点が無い管理者又は処理者の代理人の指定

なお、このガイドライン案に対する意見募集手続きは 2019 年 1 月 18 日に終了したが、2019 年 5 月 29 日時点において、未だ最終版は公表されていない。

¹ https://edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/guidelines/guidelines-32018-territorial-scope-gdpr-article-3-version_en



GDPR 第3条第2項（標的基準）の適用 - Vol. 2

1. GDPR 第3条第2項

GDPR 第3条第2項は、EU域内に拠点のないデータ管理者又はデータ処理者による個人データの取扱いであっても、その取扱いの対象となる個人データがEU域内のデータ主体のものであり、かつ、以下のいずれかに関連する場合には、GDPRが適用される旨を規定している。

- (a) EU域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供（データ主体にとって有償か否かを問わない）
- (b) EU域内で行われるデータ主体の行動のモニタリング

ガイドライン案は、「EU域内のデータ主体」という点並びに上記(a)及び(b)の各要素について、EDPBの解釈を示している。

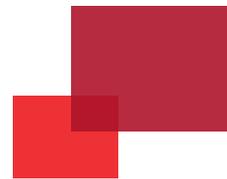
2. EU域内のデータ主体 - "data subjects in the Union"

最初の要素は、標的となっているデータ主体が「EU域内のデータ主体」であるかどうかである。

ガイドライン案は「EU域内のデータ主体」と言えるかどうかの判断においては、データ主体の国籍といった法的な属性はGDPRの適用を否定する要素にはならないことを明示の上、データ主体がEU域内にいるかどうかが重要な要素であるとしている。

ガイドライン案は、データ主体がEU域内にいるかどうかの判断時点は、物品若しくはサービスの提供又は行動のモニタリングの時点であることを明確にしているが、同時に、取り扱う個人データのデータ主体がその時点でたまたまEU域内に存在することとなったに過ぎず、EU域内のデータ主体を標的とする行為に関連しない場合には、標的基準からGDPRの適用が肯定されることも強調している。GDPRが適用されないこのような具体例として、米国市場のみに向けられたアプリを、ヨーロッパを旅行中の米国市民がダウンロードして利用する場合はガイドライン案に挙げられている。但しこの例は、対象のアプリが「米国市場のみに向けられたアプリ」であることが前提とされていると解され、こういったアプリであればEU域外の国のみに向けられたアプリと言えるのかという点はガイドライン案では示されていないため、ガイドライン案がこの内容のまま確定した場合には、実際には具体的な事案に応じた慎重な検討が必要である。

ガイドライン案は、反対に、EU域内での個人情報の利用が想定されているといえるアプリの例を挙げている。その例は、旅行者向けの地図アプリで、ユーザーがEU域内を含む国々でそのアプリを利用すると、ユーザーに付近のレストランなどの広告を表示するために、ユーザーの個人情報を利用するというものである。この例から、EDPBは、EU加盟国内での広告表示のための個人情報の処理が、EU域内のデータ主体を標的としていると判断する要素になると解しているものと考えられる。



このように、標的基準から GDPR の適用を検討する場合には、商品やサービスの提供を受けるデータ主体が EU 域内にいるかどうかという形式的な判断に加えて、サービス等の内容が、EU 域内のデータ主体を標的としているかという点を個別具体的に判断していくことが重要となる。

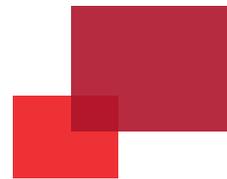
3. EU 域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供 - "offering of goods or services"

第 2 の要素となる「EU 域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供」に関して、ガイドライン案は、民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する 2000 年 12 月 22 日の理事会の規則（いわゆるブリュッセル I 規則）に関する欧州司法裁判所の判決において示された要素が参考にするべきものである旨を示し、GDPR に明記されていないが考慮されるべき要素を記載している。ガイドライン案が記載する要素はその文言からは必ずしも語義が明確でないものも含まれるが、具体的には以下のものを指すと解される。

- 提供する物品又はサービスに言及する際に、EU 又は少なくとも 1 つの EU 加盟国がその名称により特定されている
- データ管理者若しくはデータ処理者が、EU 域内の消費者による Web サイトへのアクセスを促すために検索エンジン事業者インターネット上における広告料等を支払っている、又は、データ管理者若しくはデータ処理者が EU 加盟国内の人に向けたマーケティングや広告キャンペーンを開始している
- 一定の観光事業のような、検討対象となる活動の国際性
- EU 加盟国内からの連絡用の所在地や電話番号の記載
- 「.de」など、データ管理者若しくはデータ処理者が拠点を有する第三国のもの以外のトップレベルドメイン名の使用、又は「.eu」などの中立的なトップレベルドメイン名の使用
- 1 つ又は複数の EU 加盟国からサービス提供地までの移動方法の説明
- 様々な EU 加盟国に居住する者で構成される国際的な顧客について、特にかかる顧客が書いた評価等を掲載し言及すること
- 事業者の国で通常使用されているもの以外の言語又は通貨、特に 1 つ又は複数の EU 加盟国の言語又は通貨の使用
- データ管理者による EU 加盟国内で物品の配送

もっとも、例えば、「一定の観光事業のような、検討対象となる活動の国際性」という要素に見られるように、さらに具体的な検討が必要となる要素が含まれているものの、ガイドライン案自体がそれらの個別の要素の判断方法を必ずしも十分に具体化しておらず、日本企業は、引き続き、GDPR の適用を判断するに当たっては個別の事情に応じた具体的な判断に迫られる。

但し、人事管理が第 3 条第 2 項(a)に言うサービスの提供には当たらないことは明確にされており、具体例として、モナコを本拠地とする民間企業によるフランスやイタリアに居住する従業員への給与の支払いを目的とする個人情報取り扱いは、第 3 条第 2 項(a)を理由とする GDPR の適用の対象とはならないことを挙げている。この例によれば、日本企業が EU 加盟国において勤



務する従業員に対して給与の支払いのために個人情報を取り扱っている場合も、第3条第2項(a)を理由とするGDPR適用の対象にはならないこととなる。

4. EU域内で行われるデータ主体の行動を対象とするモニタリング

第3の要素となるEU域内で行われるデータ主体の行動を対象とするモニタリングについて、ガイドライン案は、このモニタリングがインターネット上のトラッキングによるものに限られるものではなく、例えばウェアラブルデバイス等の機器によるトラッキングも含まれうることも示している。したがって、インターネット外で行われるものであっても、個人の行動を把握する技術はGDPRの適用を肯定するモニタリングに当たりうることになる。

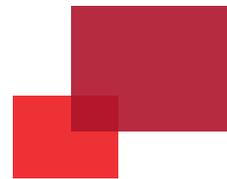
個人データのモニタリングであれば常にGDPRの適用が基礎づけられるという訳ではなく、個人データの収集とその後の利用についてデータ管理者が特に目的を持っているものが第3条第2項(b)号のモニタリングに該当するという解釈もガイドライン案により示されており、かかる解釈に基づき、結論としてGDPRの適用が否定されるものも想定される。しかし、そのようなモニタリングに当たりうる例として、行動ターゲティング広告、クッキーやフィンガープリンティングといったオンラインでのトラッキング技術など、現代においては広く活用されていると解される技術が挙げられており、実体としては、データ管理者の目的という要素からGDPRの適用を基礎づけるモニタリングの範囲が顕著に狭められるというわけではないものと解される。なお、ガイドライン案で挙げられている第3条第2項(b)号のモニタリングに当たりうる技術の例は、具体的には以下の通りである。

- 行動ターゲティング広告
- 位置情報に関する活動（特にマーケティング目的のもの）
- クッキー又はフィンガープリンティング等の技術を用いたオンライン上でのトラッキング
- オンラインのパーソナライズされた食事及び健康の分析サービス
- CCTV
- 個人のプロフィールに基づく市場調査その他行動調査
- 個人の健康状態のモニタリング又は定期的なレポートニング

GDPR第3条第2項(b)号に関してガイドライン案で触れられている上記の技術には、EUに拠点を持たない企業でも広く利用されていると解されるものが含まれており、そのような技術を用いている日本企業は、自社におけるそれらの技術の利用がGDPRの適用を基礎づけるような内容のものかどうかを確認することが必要である。

5. 日本企業に与えるインパクト

ガイドライン案はGDPRの解釈及び関連する具体例を示しており、このまま内容が確定すれば、GDPRの適用があるケースがより明確にされることとなる。



日本企業としては、今後 GDPR 第 3 条第 2 項に基づく GDPR の適用を検討する場合において、GDPR 第 3 条第 2 項の文言のみでなく、上記の内容を含むガイドライン案（内容が確定した場合にはその確定した内容）を参酌しなければならない

また、これまで、GDPR の文言に基づく解釈として GDPR 第 3 条第 2 項に基づく GDPR の適用の有無が少なくとも明らかではないと判断してきたケースについても、そのような判断が、ガイドライン案（内容が確定した場合にはその確定した内容）で示される解釈や具体例に照らしても維持できるものかという点を確認することも必要であると解される。